

## 習志野市職員の退職管理に関する要領

(総則)

第1条 この要領は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の3、第38条の4第1項及び第3項、第38条の5第2項並びに第38条の6第1項並びに習志野市職員の退職管理に関する規則(平成28年規則第26号。以下「規則」という。)第11条、第12条、第22条及び第23条の規定に基づき、習志野市職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(継続的給付)

第2条 規則第11条に規定する継続的給付として市長が定めるものは、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

(再就職者による依頼等の承認申請書)

第3条 規則第12条に規定する市長が定める様式は、別記第1号様式とする。

(任命権者の報告等)

第4条 任命権者が行う次の各号に掲げる行為については、それぞれ当該各号に定める事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 法第38条の3の報告 次に掲げる事項

ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(ア) 役職員が規制違反行為を行った疑いがある場合 当該役職員の氏名、所属名及び職名

(イ) 役職員であった者が規制違反行為を行った疑いがある場合 当該役職員であった者の氏名、離職時に勤務していた所属名、離職時の職名及び離職日

(ウ) 再就職者が規制違反行為(法第38条の2第1項、第4項、第5項および条例第2条の規定に違反する行為に限る。)を行った疑いがある場合 (ロ)に規定するもののほか、当該再就職者の氏名、当該行為時にその地位に就いていた営利企業等の名称、当該営利企業等における地位及び業務内容並びに当該再就職者から当該行為を受けた役職員又はこれに類する者の氏名、当該行為を受けた時の所属名、当該行為を受けた時の職名及び職務内容

イ 規制違反行為の疑いがある行為の内容

ウ 規制違反行為の疑いがあると思料するに至った理由及び経緯

(2) 法第38条の4第1項の通知 次に掲げる事項

ア 前号アに定める事項

イ 調査開始の予定時期

ウ 実施を予定している調査の概要

(3) 法第38条の4第3項(法第38条の5第2項において準用する場合を含む。)の報告 次に掲げる事項

ア 第1号アに定める事項

イ 調査を終了した日

ウ 調査の経過の概要

エ 調査の結果判明した事実及びその理由

オ 予定する懲戒処分その他の措置の内容

カ 予定する再発防止対策の内容

2 前項の書面には、規制違反行為の疑いのある行為の存在に関する文書の写しその他の必要な資料を添付するものとする。

(任命権者への再就職の届出を要しない報酬額)

第5条 規則第22条第3号に規定する市長が定める額は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くこととなった日から起算して1年間につき、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計とする。

(管理又は監督の地位にあった者が再就職した場合の届出)

第6条 規則第23条に規定する市長が定める様式は、別記第2号様式とする。

(再就職情報の公表)

第7条 市長は、毎年度、規則第23条に基づく届出のうち次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 氏名

(2) 離職時の職

(3) 離職日

(4) 再就職日

(5) 再就職先の名称

(6) 再就職先における地位

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、習志野市職員の退職管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(習志野市職員の民間企業等への再就職に係る営業活動の制限に関する取扱要領の廃止)

2 習志野市職員の民間企業等への再就職に係る営業活動の制限に関する取扱要領(平成23年3月31日制定)は、廃止する。

## 再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

(任命権者)

あて

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定により、次のとおり承認を申請します。この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

### 1 申請者

(ふりがな) 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	生年月日 年 月 日 生
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
連絡先 TEL(    -    -    )    FAX(    -    -    )	
勤務先(営利企業等)の業務内容	

### 2 離職時及び離職前の状況

	離職日 年 月 日	離職時の職		
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容	
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		

※ 申請者が課長相当職以上の職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな) 氏 名	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄

受理番号

処理結果区分

承認

不承認

却下（承認を必要としない）

承認又は不承認の理由

承認番号

処理年月日

年 月

日

(任命権者)

あて

再就職状況(変更)届出書

習志野市職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、

- 再就職したので、その状況について
- すでに届け出た再就職の状況に変更が生じたので、  
下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は事実と相違ありません。

1 氏名	(ふりがな) 名 <span style="float: right;">㊟</span>
2 住所	
3 電話番号	
4 生年月日	
5 離職時の職	所属 役職
6 離職日	
7 再就職日	
8 再就職先の名称	
9 再就職先の業務内容	(業種・事業内容等)
10 再就職先における地位	
11 その他	(届け出の変更内容等)

- (注) 1 該当する□にレ印を記入すること。  
 2 再就職の状況に変更が生じた場合の届出にあつては、「11 その他」欄に再就職先を退職した等の変更内容を記入すること。